

昭和二十四年四月二十八日
答 弁 第 一 四 号

(質問の 一四)

衆甲第二四号

昭和二十四年四月二十八日

内閣総理大臣 吉 田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員山口武秀君提出昭和二十四年度農業計画割当についての再質問に対する別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口武秀君提出昭和二十四年度農業計画割当についての再質問に対する答弁書

農業計画についてその個人割当が作付開始前に完了しない場合はいわゆる事前割当の趣旨を没却することになるので、政府は、都道府県知事に対しこの点を指摘し、すでにしばしば強力なる督励をしたのであるが、遺憾ながら全国的には未だ完了していない。又生産者別割当及びその報告があいまいとならないよう農業計画は必ず文書をもつて市町村長から生産者に指示し、且つ市区町村長は右の個人割当完了次第、個人別割当の明細書を当該市町村担当の検査官に速かに送付するよう指導しているのである。末端割当の進捗状況を把握するため、食糧事務所長より旬別報告を徴しているが、これによれば四月十日現在における茨城県の進捗率は米六一%、甘しよ六二・四%、馬れいしよ六四%であつて、御指摘のようにはなはだ低位である。これに対しては電報をもつて知事を督励するとともに、食糧事務所長をして未完了町村を知事に通告し、強力に督励するよう措置した。

四月十日現在の進捗率は関係方面にも連絡済である。

右答弁する。